消費税・免税事業者のみなさん

インボイス発行事業者の「登録申請書」と「消費税課税事業者選択届出書」の提出は…

税務署は、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施に向けて、 インボイス発行事業者の登録申請の呼び掛けを強めています。

国税庁はリーフレットを発行し、免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けるには「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があります」と強調しています(抜粋参照)。

しかし、よく読むと、インボイス発行事業者の登録日が令和5年(2023年)10月1日の属する課税期間の場合(経過措置の適用を受ける場合)は「『消費税課税事業者選択届出書』の提出は必要ありません」としています。つまり、10月からインボイス発行事業者の登録申請の受付が始まっても、あわてて申請する必要はないということです。

国税庁のリーフレット(抜粋)

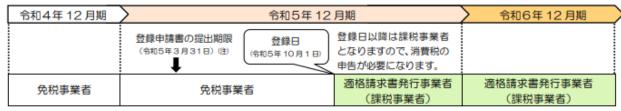
6 免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書に加えて<u>「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があります</u>が、令和5年 10 月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

(1) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の場合(経過措置の適用を受ける場合)

- (例) 12 月決算の法人で、令和5年 10 月1日から登録を受ける場合
 - ※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。



(注) 令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで

ご注意 課税事業者届を急ぐと 思わぬ消費税負担に



「インボイスを発行するために消費税の課税事業者にならなければ」と、あわてて今年10月1日以降の属する課税期間(個人では令和3年1月1日~12月31日)以降から課税事業者になるための届け出をした場合、インボイス制度が始まる令和5年(2023年)10月前の年分から消費税の申告・納税が必要になります。

課税事業選択届出書の提出も慎重に判断することが大切です。

相談は民商へ

民商は、消費税率引き下げと インボイス制度の実施中止を 求めています。